

令和 6 年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業 公募要領

令和 6 年 5 月
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

1. 事業の目的

2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省 CO2 対策を進めることが喫緊の課題となります。また、第 5 次環境基本計画で打ち出された「地域循環共生圏」は、自立・分散型の社会を形成しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支え合う考え方であり、廃棄物処理施設においても多面的な価値に着目し、地域活性化に取り組むことが重要です。

令和 3 年 8 月 5 日の中央環境審議会循環型社会部会では、廃棄物・資源循環分野における GHG 排出実質ゼロの達成に向け、対象とする排出範囲や、削減対策の実施に関する基本的な考え方を整理し、対策シナリオ別の削減見込みの試算を行い、「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」として取りまとめ、公表しました。関連して、2027 年度までを計画期間とした「廃棄物処理施設整備計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）では、気候変動への対応について 2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環の強化の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。

今後は、循環経済への移行により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブを実現するとともに、経済安全保障や産業競争力強化に貢献し、地域課題解決等を達成し、持続可能な地域づくりや地方創生を通じ、循環型社会の形成を進め、持続可能な社会の実現（脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現）に繋げていくことが、一層必要となります。

一般廃棄物の焼却や埋立処分に伴う直接的な温室効果ガス排出のほか、収集運搬過程における燃料使用や、中間処理施設等の稼働に伴う電力使用等によるエネルギー起源 CO2 等の排出等があり、コスト面も考慮しながら、これらを総合的に削減していく対策が求められています。また、廃棄物から回収される資源やエネルギーの利活用にあたっては、化石燃料代替による CO2 削減効果と併せて、地域の課題や地域活性化への貢献に向けた新たな価値の創出が求められています。

そこで、脱炭素や自然共生への取組、資源循環の強化、災害対応、地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、一般廃棄物処理施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業を行い、地域循環共生圏の地域モデルとなり得るポテンシャルを支援します。

以上のことから、廃棄物を利活用した地域循環共生圏の構築が進まない技術的な課題を解決するため、産業へ供給を見据えた熱利用の高度化、メタンガス化施設等の普及促進、未利用バイオマス等の多様な地域資源の有効活用、既存処理施設の脱炭素化などに資する実証事業の公募を行います。

2. 実施対象事業

実施対象事業は、次の（１）～（７）のいずれの要件にも該当し、①から④のいずれかの課題を解決するための取組であることとします。

また、事業の有効性、エネルギー削減効果、CO2 排出量削減効果を評価・検証し、かつ、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を評価・検証するものであることとします。

【要件】

- （１） 廃棄物の有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー起源 CO2 削減（脱炭素化）に資する取組であること。
- （２） 実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理に役立つものであること。
- （３） 地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- （４） 廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。
- （５） 実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- （６） 実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理への普及促進が期待される事業であること。
- （７） 温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

【実証事業内容】

① 廃棄物エネルギー利活用高度化に資する実証事業

廃棄物エネルギー利活用高度化により、CO2 排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate 産業）への貢献はもとより、農林水産業など地域密着した産業への廃熱の有効活用を通じた地方創生が求められている。

廃棄物の焼却施設からの熱回収の高度化ネットワークの構築には、近隣に熱需要家が複数存在し、焼却施設も一定以上大規模であるといった立地的要件が課題となっている。また、化学蓄熱材などの熱輸送技術については、社会実装を考える場合、事業性を成立させるため、蒸気による産業熱需要への対応などが課題となっている。

そこで、エネルギーの需給バランスも含め、事業性・展開性を考慮した、廃棄物処理施設からのエネルギー利活用の高度化に資する実証を対象とします。

② メタンガス化施設等の普及促進に資する実証事業

メタンガス化施設等の普及については、液肥の需給バランスの成立などの地域的な条件も必要になるとともに、液肥利用を行わない場合の排水処理コストなども課題となっている。また、バイオガス精製・吸着貯蔵技術については、メタン濃度を向上させ都市ガスと同等のガスとして車両燃料に利用する実証を行ってきたが、引き続き、固定価格買取制度（FIT/FIP）による売電が主流である中、制度終了後や2050年カーボンニュートラル（CN）も見据え、バイオガス等の廃棄物由来原燃料の更なる有効利用の方策検討が課題である。

そこで、処理コストの低減、発酵残渣やバイオガス・化成品等の利活用など、メタンガス化施設等の普及促進にあたっての課題を解決する実証を対象とします。

③ 多様な地域資源の有効活用に資する技術実証事業

今後の資源循環をより強化するため、家庭から排出され焼却・埋立処分されているごみを、地域の資源として最大限に有効活用していく必要がある。また、河川や海の漂着ごみ、ポイ捨て等の不法投棄ごみ、様々な要因で一時的に大量発生するごみなど、自治体が適正処理・資源化に困るものや、スーパー、飲食店、ホテル、農林水産業等の事業系一般廃棄物も含めた、あらゆる廃棄物を地域資源として最大活用することが課題となっており、デジタル技術等も活用しつつ、市民・事業者が分別排出、再資源化しやすい、地域に応じた環境整備を官民が連携して構築していく必要がある。

そこで、自治体等が、生ごみ、木質バイオマス、廃食用油、し尿、家畜糞尿、繊維、紙、金属、プラスチック等の多種多様な地域資源を効率的・効果的に分別収集・選別するシステムの導入及び、原料や燃料として利活用する処理方策の蓄積を通して、地域の特性（広域化・分散型処理）に応じた技術の適切性、適用方法等を検証するための資源循環基盤整備を行う実証を対象とします。

④ 既存廃棄物処理施設の脱炭素化等に資する技術実証事業

中長期シナリオ（案）においては、エネルギー消費量の大きい施設として、焼却施設・し尿処理施設が想定されており、施設の省エネ化が課題となっている。既存の廃棄物処理施設においても、長寿命化・老朽化対策の推進とともに脱炭素化・低コスト化に向けた取組が求められている。焼却施設における飛灰処理薬剤の低減、燃焼炉の立上げ用燃料の転換、デジタル化によるプラント全体の運営最適化、し尿処理施設における曝気動力などのエネルギー消費の削減、汚濁物質等からの資源回収、薬品使用量の低減など維持管理の効率化、ライフサイクルコストの削減や低コスト化などを進めて行く必要がある。

そこで、今後の人口減少や労働力不足も見据え、温室効果ガスの発生を削減、施設の維持管理性を向上、環境負荷の更なる低減を目指して、既存施設への導入が容易で追加設置が可能となるような脱炭素・資源循環技術の検討・開発等を行うための実証を対象とします。

3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（１）～（６）のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同申請も可能です。ただし、共同申請の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

（１）地方公共団体

（２）民間企業

（３）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独

立行政法人

(4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

(5) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人

(6) その他法律によって直接設立された法人

4. 事業費・採択件数・事業実施期間

(1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、対象外経費（事業者負担）とします。

| | | | |
|---------|-------------|-------------|--|
| 直接 費 | 人 件 費 | 人件費 | 事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費 ・機関で直接雇用する研究員の人件費及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向者の経費等 事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に担当する者の経費 ・アルバイト、パート、派遣社員 ・事務補佐員、秘書等 |
| | 業 務 費 | 旅費 | 旅費に関わる以下の経費 ・事業を実施するに当たり外国・国内出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の事業への協力者に支払う、事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動に係る経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの招へい経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等 |
| | | 諸謝金 | 事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 （外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等）、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等） *個人に委嘱したものを想定 |
| | | 会議費 | 事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する費用（委員会開催費、会場借料、会議等に伴う飲食代等） |
| | | 備品費、 借料及 | 備品費（備品は取得価格が5万円以上で、かつ、以下に掲げる「消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。）は当該業務に |

| | |
|------|--|
| び損料 | <p>直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費を計上する。借料及び損料には業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。</p> <p>購入、リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、リース料等については、以下の考え方にに基づき当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</p> <p>なお、受託者の事務所の家賃や共用部分等の当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認めない。</p> <p>ア. リース等による調達を検討する際には、リース及びレンタルの両方の可能性について比較検討することとする。</p> <p>イ. リース料算定の基礎となるリース期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）とするなど、合理的な基準に基づいて設定することとする。</p> <p>ウ. リース期間を委託業務終了時またはそれ以前に満了するよう設定した場合において、その後の事情変更により受託者が委託業務終了後に継続使用することとなった場合には、継続使用見込み期間のリース料相当額（※）を減額または返還させることとする。</p> <p>※当初設定したリース期間に、継続使用見込み期間を加えたもの（この期間が法定耐用年数を上回る場合は法定耐用年数とする。）を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算定した、継続使用見込み期間に係るリース料相当額</p> |
| 賃金 | <p>当該業務を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金を計上する。補助員の単価は、仕様書等において指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等や雇用契約の単価によることとする。</p> <p>なお、業務従事者と同様に、直接作業時間数を委託業務従事時間報告書や出勤簿等により適切に管理し、経費の算出については人件費に準じて行うこととする。</p> |
| 消耗品費 | <p>取得価格が5万円未満の物品</p> <p>取得価格が5万円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は消耗品として構わない。</p> <p>（試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等）</p> |
| 通信運 | <p>事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・</p> |

| | |
|---------------|--|
| 搬費 | 電話料 (電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) |
| 印刷製本費 | 事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費 (チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代) |
| 雑役務費 | 当該業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 |
| 外注費 (再委託費) | 外注に関わる以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理(原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む)等の外注にかかる経費 ・設計(仕様を指示して設計されるもの)、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の外注にかかる経費 ・通訳、翻訳、校正(校閲)、アンケート、調査等の外注にかかる経費等 ・試作機等を外注して製作等する場合にかかる経費 ・再委託費、共同実施費は、委託先が委託業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費(間接経費相当分を含む) |
| その他諸経費 | 上記の項目以外に、事業の実施に直接必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備使用料 ・学会参加費(学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は「旅費」に計上) ・学会参加費等のキャンセル料(やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ) ・成果発表費(論文審査料・論文投稿料(論文掲載料)・論文別刷り代、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等) ・広報費(ホームページ・ニュースレター等)、広告宣伝費、求人費 ・保険料(事業に必要なもの) ・振込手数料 ・データ・権利等使用料(特許使用料、ライセンス料(ソフトウェアのライセンス使用料を含む)、データベース使用料等) ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 |

| | | |
|-------------|-------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により「旅費」に計上するものを除く） |
| 間 接 費 | 一般管理費 | 事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費（直接経費（外注費、再委託費、共同実施費を除く）に10分の1.5を乗じて得た金額以下） |

※設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費は対象経費にはなりません。

※ファイナンス・リース契約による機械装置等の調達が可能です。

なお、ファイナンス・リース契約の途中打ち切りによる損害金等については、本事業の対象外経費（事業者負担）とします。

（経費計上条件）

- ア．実証事業期間中のリース料に係る金額が購入の場合の金額より経済的であること。
- イ．当該ファイナンス・リース契約期間が、対象機械装置等の法定耐用年数以内であること。
- ウ．対象機械装置等の調達が、当該実証事業に係る委託契約日以降の新規調達であること。

※既存の機械装置等のリースバックは認められません。

※本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

※機械装置等の設置を行った場合には、原則、原状回復のための費用を計上すること。

（2）事業費と採択件数

下記のとおり予定しています（各1件程度採択予定）。1件当たり110百万円程度（初年度40百万円、2年度目70百万円）。なお、2年度目については、必要な予算が確保できることを前提とした見込みであり、必要な予算が確保できなかった場合はこの限りではない。

- ① 廃棄物エネルギー利活用高度化に資する実証事業
- ② メタンガス化施設等の普及促進に資する実証事業
- ③ 多様な地域資源の有効活用を資する技術実証事業
- ④ 既存廃棄物処理施設の脱炭素化等に資する技術実証事業

応募に当たり、環境省幹部及び担当官への採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省幹部及び担当官へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

（3）事業実施期間

原則として、2年間以内（最長で令和8年3月31日まで）とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の評価・検証内容の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、初年度末に中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否に

ついて審査します。なお、2年度目の事業の実施は、当該年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、2年度目の事業の実施を保証するものではありません。また、提案時に2年度目の事業費を見積もることになりますが、2年度目の事業費については、初年度末に改めて調整及び見積りをお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

5. 選考

(1) 選考方法

各種要件を満たしているか等について事前審査（書類審査）を行った上で、有識者で構成される脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において応募者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下の予定です。事前審査（書類審査）に合格した応募者のみ審査委員会にご出席いただき、応募内容の発表・質疑応答を受けていただきます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。

- ・事前審査（書類審査）：令和6年6月下旬～7月
- ・審査委員会　：令和6年7月

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。

・事前審査（書類審査）

- ① 廃棄物の有効利用等に伴うエネルギー使用量の削減によりエネルギー起源CO2削減（脱炭素化）に資する取組であること。
- ② 実証事業のサイトは、一般廃棄物処理施設に限定しないが、実証事業から得られる知見は一般廃棄物処理に役立つものであること。
- ③ 地域循環共生圏の構築に資する実証事業であること。
- ④ 廃棄物処理技術のメカニズムが科学的に確立されていること。
- ⑤ 実証事業終了後の出口戦略（例：事業終了後の課題解決に向けた検討内容・スケジュール等）が明確であること。
- ⑥ 実証事業の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理への普及促進が期待される事業であること。
- ⑦ 温室効果ガス排出削減目標が設定されていること。

・採択において考慮する事項

デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料にご記載ください。

※デコ活等を行っていることが採択への必須条件ではございませんので、ご注意ください。

- ・ 審査委員会における審査
 - ① 課題設定の妥当性
 - ② 事業における環境改善効果の評価方法
 - ③ 実現した場合の CO2 排出量等の削減効果の見込み
 - ④ 事業計画・スケジュール
 - ⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略

(3) 選考結果

選考結果は、令和6年7月（予定）に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

(1) 応募方法

応募様式に必要事項を記入の上、電子メールでご応募ください。応募様式に加え、参考資料として説明資料（A4 片面、数枚程度）を添付することは可とします。電子メールの件名を「令和6年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業の応募について」としてください。電子メールで提出後、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課に電話にて提出した旨ご連絡ください。（宛先及び連絡先は「(2) 提出及び問合せ先」を参照。）

(2) 提出及び問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

メール：hairi-haitai@env.go.jp

電話：03-5521-9273

(3) 応募締切

令和6年6月19日（水）18時（必着）

7. 注意事項

(1) 契約の形態

事業ごとの具体的な金額については、事業計画を精査の上決定します。審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。見積もりに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については査定の対象外とします。また、採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮して、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致

するものではありません。

(2) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、担当官の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。特に、対象経費については、明確な積算根拠を提出していただくので、事業申請の段階から積算根拠の明確化に努め、書類の提出等を速やかに行っていただくようお願いします。
- ② 各採択事業は、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくこととなりますが、採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係る CO2 削減効果等及び経済的・技術的側面から見た事業の実現可能性を第三者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びに CO2 削減効果等及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、担当官の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告（口頭）、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、ご承知おきください。現時点で想定している採択後のスケジュールは以下のとおりです。

- ・事業の実施 : 令和6年8月中旬頃～
- ・成果報告書（案）の提出 : 令和7年1月末
- ・評価検討会での最終報告 : 令和7年2月上旬～2月中旬
- ・成果報告書の提出 : 令和7年3月末

- ③ また、環境省が事業発注する委託業務の委託契約であるため、事業終了後、経費算出の根拠資料等を申請者から提出していただき、『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処理に準じた精算の上、支払額が確定することとなります。

『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』

<<https://www.env.go.jp/content/000194896.pdf>>

事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進捗等について報告を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

(3) 成果の公表・発表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。また、環境省にて実施する成果報告会等での発表の協力を依頼する場合があります。

8. 特許権等の扱い

- (1) 特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。

- (2) 本事業に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとしします。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されますが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとしします。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されますが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得するものとしします。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとしします。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとしします。

(参考)

令和6年度脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業 評価基準表

| 評価項目 | 評価の観点 | 得点配分 |
|---|---|------|
| ① 課題設定の妥当性 | 新規性があり、一般廃棄物処理施設に関する廃棄物処理の具体的課題を設定し、その課題の解決に向けた事業であるか。 | 20 |
| ② 事業における環境改善効果の評価方法 | 提案された事業の実施によって実現されるCO2排出量の削減効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境負荷の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。 | 20 |
| ③ 実現した場合のCO2排出量等の削減効果の見込み | 提案された事業が実現・展開した場合、CO2排出削減量やコスト削減効果が見込まれているか。また、その削減量は定量的に示されているか。 | 20 |
| ④ 事業計画・スケジュール | 提案された事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 | 20 |
| ⑤ 事業の横展開可能性及び終了後の出口戦略 | 提案された事業の内容が、経済的及び技術的側面から見て将来的な展開の可能性が高いといえるか。また、事業終了後の出口戦略が具体的に提案されており、評価・検証の結果、全国的に水平展開でき、一般廃棄物処理施設への普及促進が期待されるものであるか。 | 20 |
| 合計 | | 100 |
| <p>※各項目の点数に係数を乗じて得点を算出し、満点は100点とする。 ※事業費の妥当性についても、あわせて審査を行う。 ※デコ活応援団への参画又はデコ活宣言を実施する等、デコ活に関する取り組みを行っている場合は、応募様式もしくは参考資料にご記載ください。内容を踏まえ、採択において一定の考慮をいたします。応募様式に加え、参考資料として説明資料(A4片面、数枚程度)を添付することは可とします。</p> | | |